

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 國分富夫 外215名

被告 東京電力株式会社

準備書面(9)

損害総論(請求方式、慰謝料の共通部分等について)

2014(平成26)年4月2日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 寺 利 孝

同 広 田 次 男

同 鈴 木 堯 博

同 清 水 洋

同 米 倉 勉

同 笹 山 尚 人

同 渡 辺 淑 彦
外

第1 請求方式

1. 従来の請求方式

(1) はじめに

多数の被害者が原告となる薬害事件や公害事件の集団訴訟において、従来、「一括請求」、「包括請求」、「一律請求」といった請求方式が原告側から主張され、裁判例も、その方式を肯定してきた。以下、その概要を記す。

(2) 一括請求

一括請求とは、「慰謝料の補完的機能に注目することで、逸失利益、治療費等の財産上の損害を慰謝料算定の一斟酌事由として慰謝料の額に含ませて請求する」方式である（潮見佳男『不法行為法』（信山社、2002年）272頁参照）。

(3) 包括請求

包括請求とは、「被害者に発生した社会的・経済的・精神的な被害を包括する総体を損害として捉え、その総体としての損害に対する賠償を請求する方式である。逸失利益を中心に据え、これに積極損害と慰謝料を積み上げて総損害額を算定する伝統的な方式（個別損害項目上積方式）とは異なり、個別的損害項目について具体的な数字的根拠を示す事実の主張・立証をしない損害評価方式」である（塩崎勤＝羽成守編著『実務不法行為法講義』（民事法研究会、2005年）64頁参照）。

包括請求について、裁判例（福岡地判昭和53年11月14日判時910号33頁）は、「これら多項目の損害を個々に立証していくことは非常に煩雑であり、特にそれが長期間に及ぶときは事実上困難でさえもある。そこで、このような場合には、これらの諸損害と精神的、肉体的苦痛に対する慰謝料とを併せ包括したものとして、一定の損害額を主張し請求することも、特に将来別訴の提起等により不都合を生ずるおそれがない限り、許されるものというべきである。」とし

て是認している。

なお、一括請求と包括請求は類似の方式であるが、その相違・関係について、「この方式（包括請求）は新潟水俣病訴訟における一括請求を発展させたものであるが、それは、次の点においてである。すなわち、一括請求において損害としてとらえられているのは、主として死傷という事実である。しかし、包括請求においては、単に死傷だけを損害と見るのではなく、死傷を中心としつつも、それにとどまらず、被害者が被ったさまざまな被害、不利益のすべてが包括的に損害として捉えられており、その損害把握は、はるかに包括的かつ具体的なものとなっている」と指摘されている（吉村良一『人身損害賠償の研究』（日本評論社、1990年）121頁参照）。

（４）一律請求

一律請求とは、「多数被害者（原告）の存在する集団訴訟において、被害者ごとに損害賠償額に差を付けず、一律に請求する方式」である（塩崎勤＝羽成守編著『実務不法行為法講義』（民事法研究会、2005年）64頁参照）。

一律請求について、判例（最判昭和56年12月16日判時1025号45頁）は、「同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されないことではない」として是認している。

2. 本訴訟における請求方式

（１）包括請求か否か

本訴訟で原告らは、①移動費用、②生活費増加分、③就労不能損害、④避難慰謝料（月50万円）、⑤コミュニティ（故郷）喪失慰謝料（1人2000万円）、⑥動産損害、⑦居住用不動産損害（再取得価格）、⑧その他不動産損害、を求め

ている。

したがって、原告らは、経済的損害や精神的損害をすべて包括して請求する従来型の「包括請求」を選択しているわけではない。

ただし、避難慰謝料は、避難生活に伴う様々な精神的損害（具体的内容は後述）を包括的に捉えて、賠償請求している。また、コミュニティ（故郷）喪失慰謝料は、コミュニティ（故郷）を失うという損害総体について、動産損害、不動産損害、就労不能損害などの個別項目では評価し尽くせない損害（具体的内容は後述）を括り出して、包括的に賠償請求している。これらは、いわば「包括的損害把握」をしているのである。

この点について、「学説の議論の中では、「包括的損害把握」と「包括的請求方式」とを混線している面が少なくない。」（潮見佳男『不法行為法』（信山社、2002年）274頁）と指摘されるように、包括請求方式と包括的損害把握は、似て非なるものである。

このような原告らの請求方式（個別積算方式と包括的損害把握を組み合わせる方式）について、「本件被害には、従来の包括請求論ではカバーしきれない固有の要素も存在する。本件被害には、放射線汚染により住宅や家財を失ったといった個別に取りだして損害評価の対象とすることが可能な物被害が多数含まれている。様々な営業上・生業上の損害も重要である。これらの個別的で多様な被害を重視せず、生命・健康侵害といった本質的同質性がある公害被害においてとられた一括一律の請求方式をとることは、かえって損害の総体としての把握の妨げとなり完全救済に結びつかないことにもなる。これらの損害は個別に算定し請求されるべきである。しかし、包括的な損害把握が論理必然的に包括請求方式に結びつくわけではない。現に、包括請求論に立ちつついくつかに項目化された算定方式を主張する説も存在する。」（甲B9、吉村良一「総論一

福島第一原発事故被害賠償をめぐる法的課題」法律時報 86 卷 2 号 55 頁以下)とされており、民法学者からも支持されている。

(2) 一律請求か否か (一部請求か否か)

避難慰謝料およびコミュニティ (故郷) 喪失慰謝料について、原告らは、金額の点では一律請求をしているが、この趣旨は、損害総額を全部請求しているのではなく、そのうちの一部請求をしているに過ぎない。

すなわち、避難生活に伴う精神的苦痛は、年齢、家族構成、避難先住居など個別的事情が影響するため、損害総体は、厳密には原告毎に異なるものの、共通部分も広く認められる (詳細は後述)。そこで、原告らは、損害の共通部分を括り出して、1人当たり最低月額50万円と評価しているのである。

同様に、コミュニティ (故郷) 喪失慰謝料についても、損害総体は、厳密には原告毎に異なるものの、共通部分も広く認められる (詳細は後述)。そこで、原告らは、損害の共通部分を括り出して、1人当たり最低2000万円と評価しているのである。

このような共通部分を包括して請求する方式について、裁判例 (熊本地判平成13年5月11日判時1748号30頁) は「もともと、慰謝料には、個別算定方式による場合であっても、各費目の損害を補完・調整して、全体としての損害額の社会的妥当性を確保する機能があることなどからすれば、原告らが主張する被害の中から、一定の共通性を見いだせる範囲のものを包括して慰謝料として賠償の対象とすることは、許されなければならない。」として、是認している。

また、学説上、一部請求について、①試験訴訟型、②総額不明型、③資力考慮型、④相殺考慮型、⑤費目限定型、⑥一律一部請求型、の6類型に分けられるとされるが (三木浩一『民事訴訟における手続運営の理論』(有斐閣、2013年) 94頁以下参照)、本訴訟で原告らが請求している避難慰謝料および故郷喪失

慰謝料は、⑥一律一部請求型に該当する。同請求型は、「公害訴訟を典型とする集団訴訟において、一律請求とあわせて一部請求が行われることがある。これは、すべての原告について「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」上の認定等級などに応じて損害額をいくつかの類型に分けて一律に請求するとともに（一律請求）、その請求額は全損害額の内金たる一部とする（一部請求）という提訴形態である。」とされる（前掲・三木・104頁参照）。

原告らは、避難慰謝料およびコミュニティ（故郷）喪失慰謝料について、損害額をいくつかの類型に分けてはいないものの、一律に請求するとともに（一律請求）、その請求額は全損害額の内金たる一部とする（一部請求）という点では、この「一律一部請求型」の請求をしているのである。

第2 避難生活に伴う精神的苦痛の具体的内容（共通部分）

1. はじめに

原告らが被っている避難生活に伴う精神的苦痛について、原告らは、訴状69頁以下において、①避難先住居での生活の限界、②見知らぬ土地での生活上の不安、③被ばくによる不安・差別、④仕事の喪失、⑤家族の離散、⑥被害者同士の軋轢、などの具体的事情を主張した。

これらの具体的事情は、以下のように、避難者等を対象とした各種アンケート調査報告によって、避難者の多くに共通する損害として、裏付けられているものである。

2. 避難先住居での生活の限界

仮設住宅あるいは民間借り上げ住宅について、主に物理的な原因から、生活上の不便・苦悩が訴えられている。

(1) 「檜葉町住民調査」2012年8月実施、回答1593名(甲A29)

同報告によると、現在の住居や生活に関しては、「住まいがせまい」が67.4%、「生活音が気になる」が46.2%、「プライベートな空間がない」が40.1%となっており、「住空間の問題が最も強く意識されている」とされ、「買い物や郵便局に行くのが不便」(13.2%)、「通勤・通学に不便」(12.6%)、「病院に行くのが不便」(12.4%)など、移動の不便さも報告されている(24頁参照)。

(2) 「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」平成24年2月実施、対象避難住民：仮設住宅3622人、借り上げ住宅754人(甲A30)

同報告によると、仮設住宅における避難住民が抱える生活上の課題の中で速やかな解決が必要なものとして、「仮設の住環境」が最も多く(141回答中39件)あげられている(19頁参照)。

また、借り上げ住宅における避難住民が抱える生活上の課題の中で速やかな解決が必要なものとして、「借り上げの住環境」は、孤独感・孤立の次に多く(70回答中9件)あげられている(21頁参照)。

(3) 「浪江町被害実態報告書」平成25年8月実施、回答9384世帯(甲A93)

同報告によると、「避難先住居では家族間のプライバシーが守られない」点について、4670世帯が「強い不安(5段階評価で最も不安)」を訴え、「仮設住宅は狭い、寒暖の差が激しい、結露による湿気など」の点について、3945世帯が「強い不安」を訴え、「避難先(借り上げ住宅等)は狭い、階段の上り下りがある、近隣がうるさいなど」の点について、3861世帯が「強い不安」を訴え、「通学、通勤が不便、長距離等の苦労」の点について、2371世帯が「強い不安」を訴えている(68頁、79頁参照)。

3. 見知らぬ土地での不安

見知らぬ土地で見知らぬ人々に囲まれて生活せざるを得ないことから、孤立感などの不安が訴えられている（特に、借り上げ住宅において、顕著である）。

（１）「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」平成 24 年 2 月実施、対象避難住民：仮設住宅 3622 人、借り上げ住宅 754 人（甲 A30）

同報告によると、仮設住宅における避難住民が抱える生活上の課題の中で速やかな解決が必要なものとして、「孤立・孤独」は、141 回答中 10 件あげられている（19 頁参照）。

また、借り上げ住宅における避難住民が抱える生活上の課題の中で速やかな解決が必要なものとして、「孤独感・孤立」は最も多く（70 回答中 28 件）あげられ、「情報の不足」も 70 回答中 8 件あげられている（21 頁参照）。

（２）「浪江町被害実態報告書」平成 25 年 8 月実施、回答 9384 世帯（甲 A93）

同報告によると、「人との交流が絶たれ、孤独で不安」について、4930 世帯が「強い不安」を訴え、「友人と会えない悲しみ、安否の不安」について、3970 世帯が「強い不安」を訴え、「避難先コミュニティに馴染めない苦痛」について 4227 世帯が「強い不安」を訴えている（66 頁参照）。

（３）「双葉 8 町村調査」2011 年 9 月実施、回答 1 万 3576 世帯（甲 A94）

同報告によると、仮設住宅に入居しているのは全体の 18.4%に過ぎず、47.8%とおおよそ半数は「みなし仮設」である民間借り上げ住宅である（6 頁参照）。

これについて、調査を担当した福島大学のグループは、「民間も含め支援の多くは仮設住宅に向けられ、同じ被災者であっても民間借り上げ住宅への支援は手薄である。県外に避難している住民はさらに支援が少なく、孤立感を深めている。自治体は個人情報の保護を理由に社会福祉協議会など民間の支援組織に十分な情報を提供しない場合が多く、それが被災者を孤立させる要因にもなっ

ている。……仮設住宅の建設場所も一つにまとまっているわけではなく、各地に分散している。なおかつこれに「みなし仮設」や県外を含めれば、元々の住民が全国各地にバラバラに避難生活をし、十分な支援が受けられないで孤立している。」と分析している（甲A95、丹波史紀「福島第一原子力発電事故と避難者の実態－双葉8町村調査を通して」環境と公害41巻4号39頁以下参照）。

4. 被ばくによる不安・差別

本件原発事故直後、放射性物質が多方面に拡散したが、個々人がどの程度被ばくしたかについて、正確な情報を得ることは困難である（特に、初期被ばくの原因とされる放射性ヨウ素は、半減期が短いため、後日、ホールボディカウンター等で被ばく量を把握できない）。また、放射性セシウムは、半減期が長く、長期間にわたって被ばくすることが懸念される。このような状況のもと、避難者は、被ばくによる不安を抱え続け、それに伴う差別にも苦しんでいる。

（1）「浪江町被害実態報告書」平成25年8月実施、回答9384世帯（甲A93）

同報告によると、「自分の現在や将来の健康」について、4634世帯が「強い不安」を訴え、「自分の結婚、出産」について、4411世帯が「強い不安」を訴え、「子（孫）の結婚、出産」について4795世帯が「強い不安」を訴え、「被ばくしたことによる差別・偏見」について、4185世帯が「強い不安」を訴え、「低線量被ばくによる影響」について、5535世帯が「強い不安」を訴えている（58頁参照）。

（2）「双葉8町村調査」2011年9月実施、回答1万3576世帯（甲A94）

同報告によると、現在の生活困難について、「放射能の影響が心配」をあげたのは、57.8%にのぼり、今後の生活上の困難についても、「放射能の影響が不安」をあげたのは、47.4%にのぼる（22頁、25頁参照）。

5. 仕事・生きがいの喪失

(1) 「浪江町被害実態報告書」平成 25 年 8 月実施、回答 9384 世帯 (甲 A93)

同報告によると、「仕事や趣味の喪失」について、5509 世帯が「強い不安」を訴え、「今後の生活を前向きに考えられない」について、5246 世帯が「強い不安」を訴え、「自分の就学・進学先、就職先をどこにしたらいいか悩む苦痛」について、3199 世帯が「強い不安」を訴え、「生活（人生）設計が狂い、これからどうすればいいか困惑する苦痛」について、6845 世帯が「強い不安」を訴えている（68 頁、83～84 頁参照）。

(2) 「双葉 8 町村調査」2011 年 9 月実施、回答 1 万 3576 世帯 (甲 A94)

同報告によると、現在の生活困難について、「仕事や事業がない」をあげたのは、30.5%にのぼり、今後の生活上の困難についても、「避難先での職が見つからない」をあげたのは、14.4%にのぼる（22 頁、25 頁参照）。

(3) 「檜葉町住民調査」2012 年 8 月実施、回答 1593 名 (甲 A29)

同報告によると、現在の仕事の状況として、「無職（解雇）」が 14.6%、「無職（廃業・休業）」が 23.9%となっており、約 6 割の人が震災・避難後に仕事を継続できなかったと報告されている（15 頁参照）。

(4) 「大熊町民調査」平成 25 年 8 月実施、137 人回答 (甲 A32)

同報告によると、生活満足度は「不満」「やや不満」が 77.2%、生きがいは「感じない」「やや感じない」が計 77.3%とされる。

6. 家族離散

(1) 「双葉 8 町村調査」2011 年 9 月実施、回答 1 万 3576 世帯 (甲 A94)

同報告によると、避難回数 3～4 回は 47.2%、5 回以上が 35.6%であった（5 頁参照）。また、26.9%の世帯で、家族離散が見られた（9 頁参照）。

(2) 「檜葉町住民調査」2012年8月実施、回答1593名(甲A29)

同報告によると、家族人数の変化として、震災前後で単身世帯が4.6%から14.0%に、2人家族が21.4%から34.2%に大きく増加し、逆に、6人以上の家族は18.8%から4.9%に、5人家族は14.7%から6.4%に大幅に減少したと報告されている(21頁参照)。

7. 軋轢

避難生活によって、物理的に家族間の距離が縮まったことや、共に過ごす時間が長くなったことによって、これまでの程良い距離感が壊れ、軋轢が生じている。また、賠償金の有無・大小などをめぐって、避難者同士の軋轢や、避難者と避難先住民との間の軋轢も生じている。

(1) 「浪江町被害実態報告書」平成25年8月実施、回答9384世帯(甲A93)

同報告によると、「家族、親戚との不仲」について、3804世帯が「強い不安」を訴えている(67頁)。

(2) 「双葉8町村調査」2011年9月実施、回答1万3576世帯(甲A94)

同報告によると、現在の生活困難について、「周りの人との人間関係」をあげたのは、25.2%にのぼり、「家族関係が悪化した」をあげたのは、18.5%にのぼる(22頁参照)。

(3) 川副早央里「原発避難者の受け入れをめぐる状況—いわき市の事例から」環境と公害 42巻4号 37頁以下参照(甲A96)

同報告は、いわき市における避難者と住民との間の軋轢等を分析したものである。いわき市民は、人口増加によって住宅確保が困難になったこと、交通渋滞や医療施設の混雑などの点に不満を持っているとされる。また、ゴミ出しや駐車の方法などの違いによるトラブルは減少しつつあるものの、「被災者帰れ」

という中傷落書きが発見されたり、仮設住宅の自動車の窓ガラスが割られたりするなどの事件が発生している。そして、原発事故から2年を迎えても、未だにこの軋轢は解消されず、むしろ増加しているとされる（39頁参照）。

8. その他（先行き不透明）

訴状であげた前記①～⑥以外にも、生活の目処が立たないこと（先行き不透明）に対する不安は、多くの避難者が共通して抱いている。

（1）「双葉8町村調査」2011年9月実施、回答1万3576世帯（甲A94）

同報告によると、現在の生活困難について、「住居のめどが立たない」を33.4%があげ、今後の生活上の困難として「避難の期間がわからない」を57.8%があげ、「今後の住居・移動先の目処」を49.3%があげ、「生活資金の目処が立たない」を30.5%があげている（22頁、25頁参照）。

（2）「浪江町被害実態報告書」平成25年8月実施、回答9384世帯（甲A93）

同報告によると、「いつ帰ることができるか、本当に帰ることができるか」について、7237世帯が「強い不安」を訴え、「仮設、借上住宅等にいつまで住むのか、いつまで住めるのか」について、7405世帯が「強い不安」を訴えている（82頁）。

（3）「檜葉町住民調査」2012年8月実施、回答1593名（甲A29）

同報告によると、今後の生活の見通しについて、「現状ではたてようがない」の26.9%、「たっていない」の23.0%をあわせると、半数にあたる49.9%が生活の見通しが立っていない状況にある。年代が高くなるにつれこの傾向は強くなり、70年代では、65.9%が生活の見通しが立っていない状況にある（30頁参照）。

（4）「生活支援相談員活動から見る避難住民生活の現状調査」平成24年2月

実施、対象避難住民：仮設住宅 3622 人、借り上げ住宅 754 人（甲 A30）

同報告によると、日々の生活において感じている不安として、仮設住宅の住民の場合、「先の見通し」が最も多く（140 回答中 75 件）、借り上げ住宅の場合、「先の見通し」は、「孤独感・孤立」に次いで多く（76 回答中 22 件）とされる（16～17 頁参照）。

9. 健康状態の悪化

前記のような様々な不安や苦痛を被った結果、避難者には、身体的・精神的な不調が顕在化している。

（1）「双葉 8 町村調査」2011 年 9 月実施、回答 1 万 3576 世帯（甲 A94）

同報告によると、最近 2 週間の健康状態として、「明るく、楽しい気分で過ごした」との項目について、21.2%が「まったくない」と回答し、33.3%が「ほんのたまに」と回答した。同様に、「落ち着いた、リラックスした気分で過ごした」「意欲的で活動的に過ごした」「ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた」「日常生活の中に興味あることがたくさんある」との項目について約 25%～約 36%が「まったくない」と回答し、約 27%～約 32%が「ほんのたまに」と回答したとされる（24 頁参照）。

また、現在の生活困難として、26.8%が「健康や介護度が悪化」したことをあげている（22 頁）。

（2）「檜葉町住民調査」2012 年 8 月実施、回答 1593 名（甲 A29）

同報告によると、震災前と比べた現在の健康状態として、「かなり悪くなった」22.5%と「やや悪くなった」46.9%をあわせると約 7 割に及んでいる。この傾向は、年代が上がるにつれて顕著になり、70 代以上では、34.4%が「かなり悪くなった」、47.0%が「やや悪くなった」と回答している（31 頁参照）。

また、現在の精神状態について、45.3%が「不安定である」と回答し、この割合は、70代以上では60.9%にも及んでいる（32頁参照）。

（3）「埼玉県避難者調査」2012年3月実施、回答333名（甲A24）

同報告によると、心理的ストレス反応尺度（抑うつ・不安、不機嫌・怒り、無気力の尺度からなる指標）は、男性で76.0%、女性では77.1%の者が「高い」レベルにあり、「やや高い」レベルの割合も合わせると、男性では92.9%、女性では94.2%にのぼった。また、ストレス反応が「低い」レベルの者が男性・女性ともに0%であった（26頁以下参照）。

（4）「大熊町民調査」平成25年8月実施、137人回答（甲A32）

同報告によると、ストレスを「強く感じる」「感じる」「やや感じる」が計92.0%に達したとされる。

10. 小括

以上のように、本件原発事故による避難者は、共通して、①避難先住居での生活の限界、②見知らぬ土地での生活上の不安、③被ばくによる不安・差別、④仕事ややりがいの喪失、⑤家族の離散、⑥家族や住民等との軋轢、⑦先行き不透明などの不安や苦痛を抱いており、その結果、身体的・精神的不調をきたしている。

これらは、同じく避難者である本訴訟の原告らについても、ほぼ当てはまるものである。

そして、この共通部分の精神的苦痛は、訴状98頁で詳論したとおり、交通事故により入院生活を送った場合と比較してもより過酷な状態と言えるから、金銭評価するのであれば、月額50万円は下回らない。

第3 コミュニティ（故郷）喪失に関する精神的苦痛の具体的内容

1. コミュニティ（故郷）喪失慰謝料の必要性

コミュニティ（故郷）を喪失したことに関する精神的苦痛は、避難生活に伴う精神的苦痛や、住宅再取得のための損害賠償とは、性質が異なる。すなわち、避難生活に伴う精神的苦痛は、避難先で住宅を取得するなど定住し、定住先に溶け込み安住することができた時点で、理論的には終了する。しかし、コミュニティ（故郷）を喪失したことに関する精神的苦痛は、たとえ定住し、定住先に溶け込み安住することができたとしても癒されるものではなく、一生涯、続くものである。したがって、避難慰謝料とは別に、コミュニティ（故郷）喪失慰謝料が必要となるのである。

このように、避難慰謝料とコミュニティ（故郷）喪失慰謝料を賠償の対象として別個に考える方式は、学説によっても支持されている。すなわち、吉村良一教授は、「以上のような個別利益の適切な賠償がなされるとしても、それによって被害の総体の補償がなされるわけではない。被害住民は、多様な（個々のに取り出すことが容易ではない）被害を総体として蒙っているのである。「ふるさとの喪失」がもたらした精神的損害や、放射線曝露による将来的な健康被害への恐れ、さらには、放射線被害への対応の差からくる家庭内に生じた問題等もある。重大な被害をひき起こした原因者に対する住民らの怒りといった要素も無視できない。」と述べている（甲B10、吉村良一「福島第原発事故被害の救済」法律時報85巻10号60頁以下）。

また、淡路剛久名誉教授は、本件原発事故の損害賠償法理について、「民法・不法行為法上の通説的損害賠償範囲論である交通事故賠償方式と結びついた相当因果関係説・差額説の固定した枠組みからではなく、実態として存在する被害をそのまま損害として把握する必要がある（これを実態的あるがまま損害

論と呼んだが、裁判例上あらわれたあるがまま判決とは事案が異なる)。この点では、包括請求論の被害実態に対するアプローチが参考にされてよいと思われる。」と述べた上、賠償項目として、(1)放射線被ばくの恐怖・深刻な危惧感、(2)避難・仮設生活における精神的損害、(3)地域コミュニティによる損害、(4)帰還できない地域の不動産損害を挙げており(甲B11、淡路剛久「福島原発事故の損害賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下)、やはり避難慰謝料とコミュニティ(故郷)喪失慰謝料を別個の賠償対象としてあげている。

2. コミュニティ(故郷)喪失慰謝料の共通部分

(1) はじめに

原告らは、訴状103頁以下において、コミュニティ(故郷)喪失の具体的内容として、①(住宅再取得価格では評価し尽くせない)実生活の基礎となる居住空間を喪失した損害、②(就労不能損害では評価し尽くせない)人格発展の場としての職業生活を喪失した損害、③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害、などを主張した。

これらの具体的事情は、以下(2)(3)のように、避難者等を対象としたアンケート調査報告や環境経済学者等の分析によって、避難者の多くに共通する損害として、裏付けられているものである。

なお、本準備書面では、「コミュニティ」と「故郷」は、ほぼ同義で使用する。

(2) アンケート調査報告

ア 「双葉8町村調査」2011年9月実施、回答1万3576世帯(甲A94)

同報告によると、今後の生活上の困難として、「同郷の知人・友人とのつながり」を20.0%があげ、「子供の教育の心配」を15.0%があげている(25頁参照)。

これらは、前記（１）で述べた訴状における共通項目①～③のうち、主に、
③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害に該当するといえる。

イ 「浪江町被害実態報告書」平成 25 年 8 月実施、回答 9384 世帯（甲 A93）

同報告によると、「コミュニティ回復への不安」について、5211 世帯が「強い不安」を訴え、「伝統文化、伝統芸能を守り継ぐことのできない無念、苦痛」について、2905 世帯が「強い不安」を訴え、「愛着のある家に住めない無念」について、7418 世帯が「強い不安」を訴え、「先祖、故人の供養、墓参りができない」について、6625 世帯が「強い不安」を訴え、「仕事や趣味の喪失」について 5509 世帯が「強い不安」を訴えている（66 頁～68 頁、70 頁参照）。

これらは、前記（１）で述べた訴状における共通項目である①実生活の基礎となる居住空間を喪失した損害、②人格発展の場としての職業生活を喪失した損害、③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害にそれぞれ該当するといえる。

（３）環境経済学者等による分析

ア 除本理史教授

福島原発事故の被害調査に取り組んでいる環境経済学者の除本理史教授は、コミュニティ（故郷）の喪失について、次のように言及している。

（ア）本件原発事故の特徴

まず、同教授は、本件原発事故の特徴（従来の公害被害との異同）について、「福島原発の事故では、汚染が深刻で、第 1（類例のない被害規模の大きさ）、第 2（被害の継続性・長期化）の特質が著しいために、地域社会がまるごと被害を受けるような状況が、面的に広がってしまっている。いくつもの町や村がいつせいに全住民と役場機能の移転を強いられ、自治体として存亡の危機にたたされるような事態は、戦前の足尾銅山鉱毒事件で廃村になった松木村や谷中村の

ような例をのぞき、これまでの公害事件では、ほとんどなかったことである。ここまですると、規模のちがいでとはいえない異質性をもっていると考えたほうがよいかもしいない。」と述べている（甲A97、除本理史「原発事故による住民避難と被害構造」環境と公害 41 巻 4 号 32 頁以下）。

（イ）「コミュニティ＝地域」の定義

次に、同教授は、コミュニティ（故郷）を、「地域」と捉え、その定義について、地域経済学者の中村剛治郎の定義「地域とは、人間が協同して働きかけ、社会的・主体的に、かつ自然の一員として、人間らしく生きる場、生活の基本的圏域であり、人間発達の間、自己実現の間、文化を継承し創造していく間である。この意味で、地域は自然環境、経済、文化（社会・政治）という3つの要素の複合体であるといえよう。地域は、人間の定住圏という限られた範囲の中で、多面的な機能をもつ、まとまりある生活圏として構成されなければならない。」（中村剛治郎『地域政治経済学』（有斐閣、2004）60 頁）を引用している。そして、「地域」とそこに住む人間とのかかわりについて、同教授は、「地域は、人間が自然との間の物質代謝を通じて形成する生活空間である。人間は、自然に一員として、自然と共に生きながら、自然に働きかける。その際、人間は、人間と人間との社会関係を形成して自然に働きかけ、人間の欲求によって希少な財（経済財）を生産し、これらを分配し、消費し廃棄して、自然に還元することをくりかえし行ってきた。人間の生活は、このように人間と自然の物質代謝過程として捉えることができる。この過程が行われる場所の自然的・歴史的條件に規定されながら、人間は、人間と自然の物質代謝過程を通じて、場所ごとに異なる独自の生活様式と文化を生み出す。このような「場」が地域である。」と分析している（甲A98、除本理史「「ふるさと喪失」の被害とその救済」法律時報 86 巻 2 号 68 頁以下）。

(ウ)「コミュニティ＝地域」の喪失

以上を踏まえ、本件原発事故によって「コミュニティ＝地域」が喪失したことについて、同教授は、「避難先で、これまで享受していた地域の「多面的な機能」を完全に充足することは困難である。とくに自然環境や文化は、ふるさとの地に固着しているがゆえに、その十分な代替物を他の場所にみいだせるはずもない。」「原発事故によって、それまで定住圏の中に一体となって存在していた諸機能—すなわち「自然環境、経済、文化（社会・政治）」などの諸要素がバラバラに解体されてしまい、住民は、そのうちどれをとるかというきわめて困難な選択に直面した。これは、原発事故がなければありえなかった事態であり、きわめて理不尽な選択を強いられたとあってよい。」（甲 A97、除本理史「原発事故による住民避難と被害構造」環境と公害 41 巻 4 号 32 頁以下）、「避難者から見た「ふるさと喪失」とは何か。広い意味でいえば、それは元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味する。失われた要素には、土地や建物などの私有財産も含まれる。原住地にあった諸条件が、避難先で完全に回復されるのであれば問題はないが、それは不可能である。所得や居住空間などは、事後的にある程度回復することが可能だが、地域に固有であり、代替性のない（代わりのものを容易に見出せない）要素も存在する。具体的には、広義の環境（土地等の自然資源、景観など）や、コミュニティなどが挙げられる。「戻りたいけど戻れない」という苦悩が、避難者の口からしばしば語られる。「戻りたい」という言葉は、原住地に固有で、代替性のない要素への思いを表現している。避難者は、それらから切り離されたことで、「生きがい」の源であった諸活動（農作業など）を奪われ、コミュニティや地域環境から得ていた各種の「便益」を喪失したのである。土地は、経済活動の居住やスペースとしては、元手さえあれば避難先で回復可能である。しかし福島原発事故の被害地域では、土

地は先祖から引き継がれ、次の世代へと受け渡していくものだという意識が強い。代々受け継がれていた土地や家屋は、容易に代わりのものを入手することは困難であるから、代替性が乏しいと解すべきであろう。」と分析した上、「地域固有の要素を喪失したことによる精神的被害を評価し、賠償することが考えられる（「ふるさと喪失」の慰謝料）。」と結論付けている（以上、甲A98、除本理史「「ふるさと喪失」の被害とその救済」法律時報 86 卷 2 号 68 頁以下）。

これらは、前記（1）で述べた訴状における共通項目①～③のうち、主に、②人格発展の場としての職業生活を喪失した損害、③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害、に該当するといえる。

（エ）「固有価値」の観点からの分析

「コミュニティ＝地域」の客観的価値を評価することは容易ではないが、同教授は、「自然環境」は経済学的に評価すべき何らかの「価値」を有する、という考え方はかなり有力になっている。この考え方に立てば、「自然環境」が失われた場合、賠償すべき損害が生じたといえるかもしれない。」と問題提起した上、市場で交換可能でない環境の価値評価を、「固有価値」という概念で評価することを試みている。

次に、「固有価値」の概念について、同教授は、「固有価値とは、人々が地域固有の自然環境に根差しつつ、長い時間をかけて作りあげてきた生活文化そのもの、と解することができる。」「固有価値とは、フローとしての労働ではなく、それによって歴史的に形成されてきたストックである。」「固有価値は、個別性と同時に普遍性を持っている。個別性とは「かけがえのない」性質であるが、その性質ゆえに、人々を感動させたりするような普遍性を持つ。個性と普遍性は一見すると矛盾しているようでありながら、固有価値の二つの属性である。」「人々は、地域において何代にもわたり、農地や水路の整備、里山の利用

とった、生活のための環境改変（保全的利用）を積み重ねてきた。それは、地域の固有の「自然」を形成している。保全的利用がなされる「自然」は、地域における生業と暮らしを通じてしか維持できない。固有価値論によれば、そうした生活文化が、地域の環境価値の「実体」であり、地域と環境は固有価値の「担い手」である。ここにおいて地域のコミュニティと環境とが結びつく。」と述べている。

そして、本件原発事故によって「固有価値」が喪失した点について、同教授は、「事故によって、広範な地域で甚大な被害が生じており、それにともない、当該地域の自然環境の担う固有価値も喪失の危機に直面している。前述のとおり、固有価値とは、地域の自然環境と一体になった生活文化そのものであり、今回の事故によって、その継承者である住民が、ふるさとの地から切り離されてしまったからである。」として、固有価値毀損に対する賠償の必要性を述べている（以上、甲A99、除本理史「環境の価値評価に関する一試論－福島原発事故による「環境損害」を念頭に」淡路剛久ほか編著『公害環境訴訟の新たな展開』（2012年、日本評論社）171頁以下）。

イ 根本志保子准教授

同准教授も、除本理史教授と同様に、環境経済学の観点から、福島原発事故の被害調査に取り組んでいる。

同准教授は、浪江町避難住民の聞き取り調査に基づき、金銭換算できない精神的苦痛として、i 土地や地域・自然に密着した営みの喪失、ii 自分の土地で働く自由の喪失、iii 関係性・コミュニティ・歴史の喪失を挙げた上、これらの精神的苦痛は、避難に伴う精神的苦痛とは性質が異なるとして、コミュニティ（故郷）喪失慰謝料の必要性を認めている。

そして、i 土地や地域・自然に密着した営みの喪失について、同准教授は、「こ

のように、事故による避難で自宅を長期的に離れていること、また放射性物質汚染によりそれまで行ってきた土地や地域・自然に密着した営みを継続することは難しいことを、生活の変化や苦痛として話す調査対象者は多かった。現在の避難住民にとって、慣れ親しんだ「自然とのふれあい」、「自分の土地で自分が作った農作物を食べたり、知人・親戚に配ったりする楽しみは、長期的・永続的に失われている。この「精神的苦痛」は「中間指針」の「平穏な日常生活とその基盤の喪失」に一部は含まれるが、そこで時間の経過とともに精神的損害の賠償額が減少することの根拠となっている「避難による混乱」とは全く異なるものである。」と分析している。これらは、前記（1）で述べた訴状における共通項目①～③のうち、主に、①実生活の基礎となる居住空間を喪失した損害や③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害、に該当するといえる。

また、ii 自分の土地で働く自由の喪失について、同准教授は、「働くこと・仕事は所得を得ることだけが目的ではない。自らの労働・仕事が社会から受け入れられることの喜び、社会に貢献していることへの喜び、仕事を通じての仲間との交流、自立して生きていることへの誇り、それらを得ることも働くこと・仕事の大きな意味である。そのような労働・仕事の喪失を収入の減分への賠償で補うことはできない。これらの「精神的苦痛」は、中間指針のいう「平穏な日常生活とその基盤の喪失」としてひとくくりにできるものではない。また避難による混乱とは全く異なるものであり、時間の経過とともにその精神的苦痛が減少するとも考えられず、むしろ増幅することも考えられる。」と分析している。これらは、前記（1）で述べた訴状における共通項目①～③のうち、主に②人格発展の場としての職業生活を喪失した損害、に該当するといえる。

最後に、iii 関係性・コミュニティ・歴史の喪失について、同准教授は、「家族・親戚・近隣のコミュニティや地域の記憶・歴史がこのような個人や地域の関係

性の積み重ねにより形成されるとすれば、今回の原発事故はそれらを突然に崩壊させ、関係性・コミュニティ・歴史が築かれる土壌となる人々の生活基盤を喪失させた。「中間指針」では、「精神的損害」の対象として、「平穏な日常生活とその基盤の喪失（およびそれによる混乱）」が挙げられている。しかし避難住民の「精神的苦痛」の対象は、それらの基盤の喪失だけでなく、それらに基づいた関係性・コミュニティ・歴史の喪失であり、これも「金銭換算できない精神的苦痛」であると思われる。」と分析している（以上、甲A100、根本志保子「金銭換算できない精神的苦痛の考察」環境と公害 42 卷 1 号 47 頁以下）。これらは、前記（1）で述べた訴状における共通項目①～③のうち、主に③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害、に該当するといえる。

ウ 淡路剛久名誉教授

同名誉教授は、地域コミュニティの喪失について、「地域コミュニティの喪失をどう損害として評価すべきであろうか。地域コミュニティの喪失は、単なる精神的苦痛にとどまるわけではない。地域コミュニティは、次のような広範、多面的、複合的な役割・機能を果たしており、地域住民にとってその全体が法的利益であり、コミュニティ生活（地域生活）享受権とも称すべき権利である。したがって、それが失われたことによる損害は、精神的損害をはじめとする複合的な損害を含む無形の損害といってもよいし、精神的損害といってもよい。」として損害賠償の必要性を認めた上で、具体的な法益について、「それでは、コミュニティ生活享受権の対象となる法益にはどのようなものがあるであろうか。経済的側面、社会的側面、文化的側面、精神的側面などがあるが、生活利益の観点からまとめると、次のようなものが考えられる。すなわち、第1は、生活費代替機能である。コメ、野菜、飲料水、熱源の木材、冷外気などが自給される。財産的側面が強い。第2は、相互扶助・共助・福祉機能である。複数世代

家族内、集落協同体内で互いに面倒をみあい、福祉的役割を果たしてきた。財産的側面と精神的側面の両方がある。第3は、行政代替・補完機能である。旧村落から維持されてきた「区」等を中心とした活動、清掃やまちづくりへの参加などがなされてきた。これらは、集落の一体性という精神的安定と安心を維持しており、精神的側面と財産的側面とがある。第4人に、人格発展機能である。子どもの成長、隣近所や地域の交流、集会や祭りなどの行事がある。精神的側面である。第5に、環境保全・維持機能がある。水田や畑の利用と維持、里山の維持と管理は、個人的利益のみならず、集团的利益、公益的利益となっている。財産的側面と精神的側面がある。原発事故による地域コミュニティの破壊と喪失は、以上のような法益を失わせるのであり、無形の損害あるいは精神的損害の賠償となると解される。」と詳細に分析している（甲B11、淡路剛久「福島原発事故の損害賠償の法理をどう考えるか」環境と公害43巻2号2頁以下）。

これらは、前記（1）で述べた訴状における共通項目①～③のうち、主に③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害、に該当するといえる。

（4）小括

以上のように、コミュニティ（故郷）喪失慰謝料は、避難慰謝料とは性質が異なり、別個独立の賠償対象となることは、多くの学者によって支持されている。なお、コミュニティ（故郷）には、原告ら避難者が居住していた地域全体の共有財産としての側面があるものの、原告ら避難者は、個々にその利益を享受していたのであるから、原告らは、コミュニティ（故郷）喪失に関する損害賠償請求の主体となる。

また、原告らが主張するコミュニティ（故郷）の具体的な共通部分（①実生活の基礎となる居住空間を喪失した損害、②人格発展の場としての職業生活を

喪失した損害、③地域固有の日々の市民生活を喪失した損害)は、アンケート調査や学者による研究報告例と非常によく符合していることから、原告らの請求は、客観的証拠に裏打ちされたものである。

そして、このコミュニティ(故郷)喪失に関する共通部分の損害は、訴状108頁で述べたとおり、回復不能な損害であり、各人の今後の生活全般に深刻な影響を与え、一生つきまとうものであるから、金銭評価するのであれば、1人当たり2000万円は下回らない。

以上